

大槌町敬老会事業実施に係る補助金の受付開始について

1 補助金の概要について

(1) 補助対象者

自治会又は町内会、大槌町老人クラブを構成する老人クラブ等

(2) 補助対象事業

自治会等の上記補助対象者が、町内に住所を有する75歳以上の方を対象とした敬老会事業を実施する場合に補助の対象とします。

※補助対象は1年度1事業とします。

※75歳以上の方とは、当該年度における「敬老の日」後、最初に到来する4月1日時点において75歳以上の方とします。

(3) 補助金の額

一律5万円。ただし、事業に要した実支出額が5万円に満たない場合は、その額とします。

※詳細につきましては、同封の「大槌町敬老会事業費補助金交付要綱」及び関係様式等をご確認願います。

2 補助金の対象経費について

(1) 補助の対象となる経費は次のとおりです。

報償費	補助事業に係る講師、団体等の報償費
需用費等	事務費、消耗品費、使用料、賃借料、印刷製本費、食糧費、郵便料、光熱水費、記念品（換金性の無いもの）等

(2) 複数団体で共同開催をする場合について

複数の団体で行う場合は団体ごとに負担する経費について1団体毎に申請書の提出をお願いします。

3 本年度の補助金申請について

(1) 受付期間

令和7年8月1日（金）から10月31日（金）まで

(2) 申請について

①**実施日から起算（その日から数えて）して、10日前までに申請**してください。

②補助金の支払いは**完了払い**とします。

③補助金の申請様式（電子データ）は大槌町のホームページからダウンロードできます。

不明な点がございましたら下記までご連絡をお願いします。

補助金を申請する前に一度ご相談いただければ幸いです。

[担当：大槌町長寿社会課介護係 赤崎 (0193-42-8161)]